

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十五（略） （削除） 十六～三十一（略） （削除） 三十二～四十六（略） （削除） （削除） 四十七～六十四（略） （削除） 六十五～八十五（略） （削除）</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十五（略） 十六 二―エチルアミノ―フェニルプロパン―オン及びその塩類 十七～三十二（略） 三十三 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類 三十四～四十八（略） 四十九 一―フェニル―ニ―（ピロリジン―イル）ペントタン―オン及びその塩類 五十（一―ブチル―H―インドール―ニ―イル）（ナフタレン―イル）メタノン及びその塩類 五十一～六十八（略） 六十九（四―メチルナフタレン―イル）（一―ペンチル―H―インドール―ニ―イル）メタノン及びその塩類 七十～九十（略） 九十一 一―（四―メトキシフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類</p>

八十六
〜
九十三
(略)

九十二
〜
九十九
(略)